

次期埼玉県学校教育情報化推進計画策定有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 次期埼玉県学校教育情報化推進計画を策定するに当たり、様々な分野から専門的知見を幅広く聴取するため、次期埼玉県学校教育情報化推進計画策定有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 有識者会議においては、次期埼玉県学校教育情報化推進計画の策定に当たり必要な事項について意見を聴取する。

(構成)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員)

第4条 委員は、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が決定する。

2 委員の任期は、原則として選任の日が属する年度の3月31日までとする。

3 任期満了前に委員が退任し、後任として就任した委員については、前任者の残任期間を任期とする。

(座長)

第5条 有識者会議には座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、座長が招集する。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議に必要な者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 有識者会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の事務局は、埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課に置く。

2 有識者会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月18日から施行する。

別表（第3条関係） 次期埼玉県学校教育情報化推進計画策定有識者会議委員

氏名	所属等
益川 弘如	青山学院大学 教授
秋葉 大介	学校法人角川ドワンゴ学園 副本部長（学校・運営部門）、 運営戦略部部長
下野戸 陽子	本庄市教育委員会 教育長
宇佐見 宏一	三芳町教育委員会 教育長
小秋元 美弥子	県立不動岡高等学校 校長
多田 朋子	県立所沢おおぞら特別支援学校 校長
伊吹 怜	川口市立辻小学校 教諭
北島 陽	久喜市立鷲宮西小中学校 教諭
矢島 幸子	県立越生翔桜高等学校 教諭
関口 あさか	県立本庄特別支援学校 教諭
高橋 寿彦	埼玉県高等学校 PTA 連合会 副会長
滝沢 孝	埼玉県特別支援学校 PTA 連合会 顧問

(敬称略)